

財 第 7 1 9 号

令和 5 年 8 月 2 3 日

各 部・課 長

副 市 長 杉 田 修

令和 6 年度予算編成について（依命通知）

令和 6 年度予算編成にあたっては、以下の基本的な考え方に沿って、
予算編成作業を進められたい。

【日本の社会・経済情勢について】

新型コロナウイルス感染症は発生から 3 年が経過し、令和 5 年 5 月 8 日には感染症法の分類が 5 類に移行され、人々の生活や行動は制約のない日常へと戻りつつある。その一方、昨年度から続く世界的な原油価格・物価の高騰は、市民生活や事業活動に大きな影響を及ぼしている。

6 月 1 6 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2023」では、企業が上げた収益を賃上げによって労働者に分配し、消費も企業投資も伸びることで、更なる経済成長が生まれる「成長と分配の好循環」を目指すとされている。また、我が国経済は、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復しているが、一方で、世界的な物価高騰とそれに対応する各国金融引締めによる海外景気の下振れリスク、金

融資本市場の変動が我が国経済に与える影響に十分注意する必要があるとされている。

【本市の財政状況について】

令和4年度の本市の決算状況は、市税収入の増加や普通交付税の再算定による追加交付といった歳入の増加などにより、令和3年度に引き続き大幅な黒字となった。決算剰余金の積立により、財源調整基金の残高も過去最大となった。

堅調な市税収入等により、一時期の危機的な財政状況は脱したが、資材価格・労務単価の上昇に伴う普通建設事業や業務委託費の増加、光熱費の増加は既に影響が出ており、その長期化も憂慮される。また、金利上昇による公債費負担の増加や、景気の下振れによる収入減といった懸念もあり、引き続き規律ある財政運営を行う必要がある。

【本市の取り組むべき課題について】

「経済財政運営と改革の基本方針 2023」では、若い世代の所得増や子育て世帯の切れ目ない支援などを理念とする「こども未来戦略方針」に基づいた少子化対策や、デジタル化の恩恵が実感できる社会に向けたデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進、2030年度の温室効果ガス46%削減に向けたグリーントランスフォーメーション（GX）の

加速などにより、持続的な成長の実現を目指すこととしている。

本市においても、国の示すさまざまな方針と歩調を合わせつつ、地域の課題や実情に合わせた取り組みを実施していく必要がある。

【令和6年度予算編成について】

これまで述べたとおり、少子化対策、DXの推進、温室効果ガスの削減をはじめ、コロナ禍において取り組むことができなかったことや、社会活動の正常化で新たにに取り組むべき課題など、社会の変化に応じた事業も必要となる中、安定的な財政運営に取り組む必要がある。そのため、既存事業の見直しをしつつ、限られた経営資源を有効に配分することとし、令和6年度予算編成においても、政策経費対象事業に要求限度額を設定する手法を継続する。

以上を受け、令和6年度予算編成においては、次の方針を示す。

- ・ 中長期的に安定した財政運営を行うため、より効率的な行財政運営を意識した予算要求をすること。
- ・ 特に新規・拡大すべき事業がある場合は、関連事業の見直しを行い、財源を生み出すことを原則とする。
- ・ 令和5年度重点事業調査において重点事業候補に選定された事業については、優先的に予算措置することとする。一般事業とされた事

業も含め、留意事項の記述内容をふまえて予算要求すること。

- ・ 令和4・5年度事業評価の対象となっている事業については、改善の効果が認められた取組を予算要求に反映させることとする。
- ・ 財源調整基金繰入金については、令和5年度程度とする。

以下に、予算編成にあたっての基本事項を示すので、これにより適切に対処されたい。

基 本 事 項

1. 予算要求にあたっては、企画財政部長より発出される「令和6年度予算要求について」を熟読し、事業の優先順位、行政効果を十分見極め、一般経費は枠配分額内、政策経費は要求限度額内（限度額外での要求を認めるもの以外）で効率的な予算要求を行うこと。
2. 配分された一般財源内での要求とするため、流用や補正を見込んで積算を過少に見積もることは、厳に慎むこと。
3. 所管事業の見直しは、以下の点に留意し、積極的に検討すること。
 - ・市単独事業の行政サービス水準について、他団体との比較などにより効果検証を行う
 - ・他団体が先行している効率的な事務運営の情報収集・分析を行い、更なる業務の効率化を図る
 - ・他部局との類似事業の統廃合について、関係部局で十分検討する
 - ・限られた財源の中での予算要求となるため、費用対効果や優先度合いを考慮した事業の廃止を積極的に検討する
4. 歳入確保については最大限の努力を払うこと。捕捉洩れのないよう十分注意するとともに、収納率の向上を図ること。
5. 国・県支出金については、制度研究を十分に行い、特定財源の計上洩れや誤計上等がないよう注意すること。
6. 地方債については、地方交付税措置のある有利な起債を積極的に活

用するよう努めること。

7. 特別会計及び企業会計については、独立採算の確保に努め、安易に一般会計からの繰入金等に依存することは厳に慎むこと。
8. 出資団体等に対しては、各団体の経営努力を強く求め、当該団体に対する補助金・委託料等の削減に努めること。
9. 決算審査の過程において指摘された事項、監査委員による定期監査等や包括外部監査の指摘のなかで、予算に係る事項は、改善のうえ適切に対応すること。